



令和8年1月30日

鳥取市長 深澤 義彦 様

鳥取市国民健康保険運営協議会

会長 西村 教子



国民健康保険事業の運営について (答申)

令和8年1月22日付け発福保第1543号で諮問のありましたことについて、当協議会において審議した結果、別添のとおり結論を得たので答申します。

# 答 申 書

(令和8年1月30日)

鳥取市国民健康保険運営協議会

## (概 況)

国民皆保険制度の基盤として医療機会の確保と健康の保持・増進に大きな役割を果たす国民健康保険制度は、医療の高度化や急速な高齢化の進行による医療費の増加と、経済・雇用情勢に影響されやすい財政基盤の脆弱性から財政運営は困難を極めてきた。

また、他の医療保険に属さない者を被保険者とする制度であることから、退職、失業等による被用者保険から離脱した無所得者や高齢者が多くを占めるなど、制度の構造的な問題を抱えている。

これらの課題解消のため、国の社会保障と税の一体改革において、都道府県が国民健康保険の財政責任を担い、持続可能な医療保険制度に転換していくよう抜本的な制度改革が平成30年4月から施行された。

この制度改革により国民健康保険は、国の財政支援が拡充されるとともに、都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村とともに安定的かつ効率的な事業運営を目指して取り組みを進めているところである。

鳥取市の国民健康保険事業においては、低迷していた保険料収納率を向上させるため、徴収体制の強化策を講じることにより安定的に保険料収入の確保に努め、将来の安定した事業運営と被保険者の健康増進のため、医療費適正化対策を積極的に推進し、ジェネリック医薬品の利用勧奨、特定健診・特定保健指導の実施率向上、糖尿病等生活習慣病の重症化予防などに重点をおいて取り組んできた。また、国民健康保険の制度改革が実施された平成30年度には資産割の廃止を含む保険料率の全面改定を行い、事業を運営してきたところである。

鳥取市の被保険者のうち前期高齢者の構成比率は5割を超え、加入者の高齢化が進んだこと等により一人当たりの医療費は増加している。

さらに、令和8年度は、こどもや子育て世帯を社会全体で支えるための子ども・子育て支援金制度の創設や、診療報酬改定においては診療報酬の引き上げなど、国保財政を取り巻く状況は一段と厳しさを増している。

このような国民健康保険制度の概観と鳥取市の事業運営の経過を踏まえ、当協議会は、令和8年度の国民健康保険事業の運営に関する諮問に対して、慎重に審議した結果、次の結論を得たので答申する。

## 1 保険料の賦課限度額について

国民健康保険料の賦課限度額は、国民健康保険法施行令で定められているが、改正政令が令和8年1月15日に公布され、令和8年度の国民健康保険料の賦課限度額基準は、医療分を1万円引上げて67万円に、新設される子ども・子育て支援納付金賦課額に係る賦課限度額基準は3万円に設定された。

鳥取市の賦課限度額に係る諮問については、国の基準どおりとすることが適当である。

### (賦課限度額)

令和8年度の医療分の賦課限度額を国の基準どおり引上げ、子ども・子育て支援納付金分の賦課限度額を国の基準どおり新設する。

- ・基礎賦課額（医療分） 67万円（1万円引上げ）
- ・後期高齢者支援金等分 26万円（現行どおり）
- ・介護納付金分 17万円（現行どおり）
- ・子ども・子育て支援納付金分 3万円（新設）

※参考 賦課限度額の推移

#### 基礎賦課額（医療分）

（単位：万円）

		R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
国	基準	63	63	65	65	65	66
鳥取市	実績	63	63	65	65	65	66
	国基準との差	0	0	0	0	0	0

#### 後期高齢者支援金等分

（単位：万円）

		R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
国	基準	19	19	20	22	24	26
鳥取市	実績	19	19	20	22	24	26
	国基準との差	0	0	0	0	0	0

#### 介護納付金分

（単位：万円）

		R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
国	基準	17	17	17	17	17	17
鳥取市	実績	17	17	17	17	17	17
	国基準との差	0	0	0	0	0	0

## 2 保険料率について

鳥取県が算定する令和8年度の鳥取市の国民健康保険事業費納付金は、医療費の増や診療報酬改定の影響、子ども・子育て支援納付金の新設などにより、前年度と比べて約2億3千万円の増となることから、現行の保険料率を据え置いた場合には、歳入に不足が生じる見込みである。

また、介護保険の第2号被保険者（40歳～64歳）の保険料で確保しなければならない介護納付金分に不足が生じる見込みである。

さらに、医療の高度化による一人当たりの医療費の増は今後も避けられない状況であることや、子ども・子育て支援金は令和10年度まで段階的に増えることが示されている。

これらのことを踏まえ、令和8年度の保険料率を検討した結果、子ども・子育て支援納付金分を新設し、医療分と介護納付金分は、被保険者の負担感に配慮しつつ、保険料率を引き上げることが適当であるとの結論に達した。

### （保険料率）

令和8年度の保険料率は、医療分と介護納付金分を引き上げ、子ども・子育て支援納付金分を新設する。

#### 基礎賦課額（医療分）

令和7年度			令和8年度		
所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
6.1%	20,900円	22,000円	6.5%	22,500円	22,500円

#### 後期高齢者支援金等分

令和7年度			令和8年度		
所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
2.7%	9,200円	9,000円	現行どおり		

#### 介護納付金分

令和7年度			令和8年度		
所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
2.2%	9,200円	7,000円	2.5%	9,600円	7,100円

#### 【新設】子ども・子育て支援納付金分

令和8年度			
所得割	均等割	平等割	18歳以上均等割
0.28%	1,000円	1,000円	100円

## 当協議会の意見として

他の医療保険に属さない者を被保険者とする国民健康保険は、退職者や年金受給者が多くを占めており、所得に対する保険料負担が重いことや、年齢構成が高いことに起因する医療費の増加など、制度の構造的な問題を抱えている。

この課題解消のため、新たな国民健康保険制度が平成30年4月から施行され、都道府県が財政運営の責任主体となって、市町村とともに安定的な財政運営と効率的な事業運営の実現を目指し、事務の広域化・標準化や保険料水準の統一を視野に入れた議論が進められているところである。

当協議会は、このような状況を踏まえ、国保財政の健全化と保険料負担の軽減の両立を図りながら、安定した国保事業の運営につなげていくため、次の点について意見を申し述べる。

- 1 日本は、国民皆保険制度により、誰もが安心して医療を受けることができる。一方で、高齢化や医療技術の高度化などにより、今後ますます医療費が増大することが予想される。疾病の早期発見・早期治療につなげるため、疾病の重症化予防や健康増進の取り組みを強化し、医療費の抑制に努めること。
- 2 急速な少子化の進展などに伴う被保険者数の減少は、今後も進んでいく見通しである。鳥取県内における保険料水準の統一に向けた動きも見据え、被保険者の負担感に配慮しつつ、中長期的な視点を持ちながら、安定した事業運営に努めること。